

今昔物語集における説話受容

—本朝仏法史について—

高 島 和 美

がその説話を受容するにあたって新しく付与した性格とが重層的に存在していると述べ（注²）、その関係を「互いに誘引・反撥し、増幅・破壊し合うきわめて動的な関係」とみる（注³）。今昔が説話受容の際に行つた改変こそ今昔独自の表現であり、思想の反映であるとする考え方であるが、同時にその改変が出典説話の表現や主題と呼応して上手く作用することもあれば、逆に本来の説話の良さを押しつぶすこともあるというのである（注⁴）。

今昔の説話受容態度のあり方は、右に示した池上氏の論に集約されていると言つてよい。その後、この分野に関する研究は、主に出典本文の改変に注目して今昔の思想や編纂行為と結びつけて考察する方向に向かつてゆく。しかし、説話受容の問題を扱う時、出典説話本文の改変のみに意識が向けられていて、もつと大きな思想レベルでの継承問題が見過されれているのではないか。

ここまで多くの研究者が今昔物語集の説話受容の問題に関して論じているが、中でも参考にすべきは池上洵一氏の論であろう。池上氏は、今昔物語集の説話には『今昔』に収められる以前にその説話が持つていた性格と、『今昔』

曰し、『三宝絵』を出典とする説話群が最も集中する本朝仏法史（巻十一第一話から巻十二第十話）に焦点を当てる（注5）。この範囲における今昔の説話受容のあり方を考察することとで、『三宝絵』から今昔に継承された思想の反映を見ることができるのではないか。また同時に、今昔に独特の思想も見出せるのではないか。本論はこれを狙いとする。方法としては、やはり出典との詳細な本文比較を行い、今昔の資料操作のあり方にも注意を払いながら論を進めてゆく。

本朝仏法史の説話群を考察する際、これまでの出典研究を踏まえて、その中でも確実な出典の確認できる説話に限つて本文比較を行つた（注6）。本朝仏法史の説話群の出典として明らかになっているものは『三宝絵』が最も多く、その大半を占める。これはあくまで出典の解明されている資料に限られるが、本朝仏法史においては、『三宝絵』説話群が他の文献資料より今昔の編纂意図に見合つていたという証拠になろう。他に『日本往生極楽記』（以下『極楽記』と略す）『大日本法華驗記』（以下『法華驗記』と略す）『日本靈異記』（以下『靈異記』と略す）などからも今昔は説話を受容しているが、『三宝絵』に比べると極端に少ないのが実情である。

では、実際に出典本文と比較しながら今昔の説話受容態度を見ていく。一見して気付くのは、本朝仏法史が複雑な資料操作の目立つ説話群であることだ。ここまで複雑な資料操作を行なった説話群は今昔物語集全体においても珍しく（注7）、本朝仏法史に対する編者の強い思い入れを感じることができる。つまり、それだけ出典本文と今昔本文との間には、表現や構成において大きな差が生じている。そうした資料操作の様相を踏まえながら、具体的に今昔説話の表現を見ていく。

二

出典との本文比較から明確に読み取れる本朝仏法史の特徴は、歴史を意識した語句を頻繁に付加する姿勢と、話末において信仰を呼びかける姿勢である。これらは出典にはない今昔独自の附加であることが多い。今昔が説話本文において仏法の歴史と信仰の奨励を意識して表現していたことは確かである。ではその表現のあり方について、まずは歴史叙述から見て行こう。

歴史叙述に関する出典と今昔との本文比較は森正人氏が行つておられるので、その論を参考にする（注8）。森氏は本朝仏法史における今昔説話と依拠資料との本文の比較から、〈今〉〈于今〉〈永ク〉〈不絶ズ〉〈盛也〉〈始ム〉〈弘ム〉といふ語が独自に付加される場合が多いことを指摘し、「それ

らの語を用いての文の整形」が「今昔の説話形成の基本方針」と論じる。それによつて「昔と今がすなわち物語られる世界とそれを叙述する現在とが、断絶や対立でなく連續不変として認識されるものであつた」「今昔物語集がとられた仏法史とは、仏法繁栄の歴史」「今の繁栄の根柢を提示しようとするもの」であったと述べる。

確かに出典説話と今昔の本文を比較してみると、今昔がそれらの語を独自に付加しているケースが目立つのですが、それ以外にも、今昔が出典説話に独自に付加した語句の中で「伝ハル」「伝ヘム」などが注目される。今昔が仏法伝来を意識して付加したと考えられるからである。以下、今昔が仏法の伝来、始まりを意識し、そこから現在に絶えず続く仏法繁栄の歴史を特に意識して叙述していることは、森氏の指摘される通りである。ここでは、今昔が説話受容の際、何故それらの語を多用して出典説話の本文を改変したのかについて考えていきたい。

説話受容の視点から特に『三宝縁』序文に注目して、今

昔の歴史叙述について考察しよう。先述したように、『三宝縁』は今昔における本朝仏法史の代表的な出典である。そして今昔物語集と違い、序文を持つ仏教説話集である。一般に、序文は編者が説話の外において、編纂の目的や意義を表明するために書き記されたものである^(注9)。したが

つて、序文のない今昔物語集に比して『三宝縁』は編纂意図を解し易い。『三宝縁』の序文は当然今昔物語集の編者の目に触れ、今昔の編纂に影響を与えたはずである。ここでは、本朝仏法史の歴史叙述に受け継がれ、または影響を与えたと思われる部分を取り上げる^(注10)。

① 釈迦牟尼仏隱給ヒテ後、千九百卅三年ニ成ニケリ。

像法ノ世三有ム事遺年不幾。憐、人ノ身ト成リ、仏ノ教ニ值事、梵天ノ上ヨリ垂ル糸ノ大海ノ中ニ有ル針ヲ貫ムヨリモ難カナレバ、徒此身ヲ過テハ又行末ヲ可馮時モ無シ。忿テ仏ヲ念、法ヲ聞、僧ヲ敬ム事只近來耳ノミナリ。『三宝縁』総序)

アナタウト。仏法東ニナガレテサカリニ我国ニト、
マリ、アトヲタレタル聖昔オホクアラワレ、道ヲヒ

ロメ給君、今ニアヒツギ給ヘリ。十方界ニアヒガタク、無量劫ニモ聞ガタキ大乗經典ヲ、コヽニシテオホク聞見事、是オボロケノ縁ニアラズ。『三宝縁』中巻序)

まず①では、『三宝縁』が成立した時代（九八四年）は像法の末と記される。像法とは、釈迦入滅後の時代を正法・像法・末法の世に分けたその二番目の時期であり、その次の末法の世に入ると仏法が衰え社会に混乱が起きると考えられていた。『三宝縁』の編纂意識について、出雲路修氏は

次のように述べておられる（注10）。

時は像法の末。「今」をおいて出離の機会はない。まさに、「三宝絵」こそ、「今」を重視し、「今」を縁として「仏ニ成ル道」を提示するものではなかつたか。

永承七年（一〇五一年）に末法に入ったとする（注12）、今昔物語集が成立した十二世紀前半は既に末法の世である。今昔物語集編者は、どのような気持ちで『三宝絵』総序を読んだのであらうか。『三宝絵』中巻序を見てみると、その内容は天竺・震旦での仏法の衰退を語り、②で示した部分から分かるように、他国で衰退し、会い難く聞き難くなつてしまつた仏法が、貴くも我が国に伝來したことなどを語る。そして、我が国においては聖が多く現れ、仏法を広める君主が今に至るまで継いでいることを語る。つまり、他国では衰退してしまつた仏法が、我が国では伝來以後脈々と現在まで受け継がれていることを語つてゐるのである。まさに今昔はこの部分に反応したのではないか。今昔物語集の編者は、『三宝絵』を読む以前に強い末法意識を持つていたかどうかは別として、①の箇所を読むことによって、改めて今昔の「今」が末法の世であることを痛感させられたはずである。しかし、仏法は絶えることなく現在まで続いている。伝来以後『三宝絵』の成立時代（像法の末）まで続ってきた仏法は、今昔の「今」つまり末法の時代にも変わ

らず受け継がれてきているのである。仏法は末法の世になつても衰退などしていいない。今昔はそう主張したかつたのではないだらうか（注13）。

そのように考えてみると、今昔物語集が本朝仏法史において〈今〉〈子今〉〈永ク〉〈不絶ズ〉〈盛也〉〈始ム〉〈弘ム〉という語を独自に付加して出典説話を整形した理由が見えてくるだらう。今昔は本朝における仏法の衰退を否定し、仏法が伝來以後確実に現在まで伝わつてきることを、所収説話の中で証明しようとしたのである。次に挙げる今昔の引用例は、それを端的に表している。

今昔、聖徳太子、此朝ニ生レ給ヒテ、「仏法ヲ弘メテ此ノ國ノ人ヲ利益セム」ト思給ケレバ、…今ノ天王寺、是也。

太子定テ人ヲ殺サムトニハ非ジ。遙ニ仏法ノ伝ハラムガ故ニコソハ。彼ノ大臣有マシカバ、于今此ノ國ニ仏法有マシヤハ。…諸人彼ノ西門ニシテ弥陀ノ念佛ヲ唱フ。于今不絶ジテ、不參々人無シ。

是ヲ思フニ、此ノ天王寺ハ、必ズ人可參キ寺也。聖徳太子ノ正ク仏法ヲ伝ヘムガ為ニ、此ノ國ニ生レ給テ、専ラ願ヲ發テ造リ給ヘル也。心有ラム人ハ此ク可知シトナム語リ伝ヘタルトヤ。（卷十一第二十一話）

右に引用したのは、出典説話にはない今昔独自の付加と

見なされる部分である。今昔物語集編者の解釈や思想が多く付加されている点で注目に値する。特に波線部は仏法の伝来存続を強調する目的で付加されたものと考えられる。すなわち、聖徳太子が仏法を伝えるためにこの国に生まれ、「仏法ヲ弘メテ此ノ國ノ人ヲ利益セム」との意志のもとに建てた寺が天王寺であり、心ある人はそのことを知つておくべきだと述べている。つまり天王寺は、仏法が伝来以後現在まで続いてきたという歴史の証であり、今昔はそれを通じて人々に信仰を奨励しているのだ（注¹⁴）。

ここでは、傍線部の今昔が聖徳太子の殺生を弁護している点に注目しよう。今昔は太子の殺生を「仏法ノ伝ハラムガ故ニコソハ」「彼ノ大臣有マシカバ、于今此ノ國ニ仏法有マシヤハ」と弁護する。この点に関しては、出典の『三宝絵』中一には確かに対応する部分はないが、『三宝絵』中巻の終わり、「讃ニ曰ク」の部分に、今昔がこの部分を付加する際に参照したと目すべき一文が存在する。

讃ニ曰ク、

守屋大連ノ愚ナル詞ニカヽリテ、我國ノ仏種ハ断ヌベカリケルヲ、厩戸皇子ノカシコキ政ニヨリテ、今日マデ法門ハ所伝也。

今昔では太子の殺生を弁護する体裁を取つてゐるが、言わんとするところは双方とも同じである。つまり、守屋大

連（彼ノ大臣）によつて仏法が絶えるところを、厩戸皇子（聖徳太子）が阻止して、仏法が今まで絶えることなく伝えられていることを述べているのである。今昔は仏法の断絶を極端に嫌つた傾向がある。それは、出典にない「于今」「不絶ズ」を頻繁に付加する姿勢からも読み取れるが、それだけではない。次の例は今昔が出典説話の本文を改変したケースである。双方の差異に注目しよう。

亦、改メテ寺塔ヲ造リ仏法ヲ崇ムル事、本ノ如ク也。

（巻十一第一話）

又ヤキシ寺ヲ、アラタメツクラシメ給。ヤキウシナヒテシ仏經ヲモトメ、アラタメテ、コレヨリハジメテ又オヨシサカヘシメ給。（『三宝絵』中一）

一般に今昔は、出典の表現を具体化、詳細化する傾向が強いのだが、ここでは『三宝絵』の表現を大幅に略している。傍線部が示すように、『三宝絵』では寺や仏典が焼かれ、失われてしまつたことを明確に記すのに対し、今昔はその部分を削除している。『三宝絵』の波線部で仏法断絶後の再出発と表現される部分が、今昔では仏法断絶以前の信仰状況に戻つたと記されるのである。この表現の違いは大きいと言わねばなるまい。今昔は何故、ここまで仏法の断絶を嫌つたのだろうか。考えられる理由は、今昔が仏法の不变にこだわっていたということである。一度絶えれば、伝

來以後正しく伝えられてきたはずの仏法は変容を免れない。

天竺・震旦に引き続いて仏法の衰退を招かないためには、

伝来し、我が国で始まつた仏法がその当時と不変のまま繼承されいくことが今昔に亘っては重要なである。

このように今昔は、出典説話の本文の改変を通じて独自の歴史叙述を実現している。すなわち仏法の伝来、始まりを明示し、それ以来仏法は今に至るまで不変のまま、絶えることなく継承されてきていることを明示する。今昔にとつて我が国の仏法の歴史はそう把握されるべきものであつた。そして、その歴史叙述のあり方に、少なからず『三宝絵』の序文が影響を与えたのではないかと考えるのである。

三

次の特徴は、信仰を奨励する姿勢である。今昔は話末において信仰を呼びかける語句を単純に付加するだけでなく、出典説話の本文の表現を改変によって強めたり弱めたりして仏法の力を強調している。仏法の力や貴さを強調する行為は、人々に仏法が信仰に値する価値あるものだと示す行為であり、つまりは信仰奨励の一環と考えられる。その様相を出典説話と今昔との差異に注目して見て行こう。

①亦、雷ノ震動ノ音ノ如シ。亦、光有リ。日ノ始テ出ル

ガ如シ。昼ハ鳴リ、夜ハ耀ク。(卷十一第一二十三話)

或如雷振動、昼鳴夜耀、(『靈異記』上五)

②供養ノ後、靈驗國ニ余リテ、首ヲ挙テ參ル人、必ズ勝利無シト云フ事無シ。凡ソ此朝ニシモ非ズ、震旦ノ国マデ靈驗ヲ施シ給フ觀音ニ御マス。(卷十一第三十一話)

ソノヽチ利益アマネク、靈驗モココシニサヘキコヘタリ。(『三宝絵』下二十)

③「其ノ病、医ノ力モ不及ズ、醫師モ不叶ザリキ。只、維摩居士ノ形ヲ顯シテ其ノ御前ニシテ維摩經ヲ讀誦セシカバ、即チ癒ニキ。」(卷十二第三話)

維摩詰ノ形ヲアラワシテ、維摩經ヲヨメバ即ヤミヌ。

(『三宝絵』下二十八)

④此ノ万灯会ヲ行フ夜ハ其ノ墓ニ必ず光リ有リ。(卷十二

第八話)

此会行フ夜ハ、カノ墓ニ光アリトイヘリ。(『三宝絵』下十五)

このように今昔は、出典説話の本文の表現を発展させる形で仏法の靈異や利益を強調している。その一方で、今昔は出典説話の表現を逆に弱めることもある。それは次のような場合である。

⑤前ニ此ノ仏ヲ造奉レリシ者ハ化人也。亦難來カリナム。

(卷十一第十六話)

サキノ年此仏ヲツクリシハコレ化人ナレバ、カサネテ
来ベギニアラズ。〔『三宝絵』下十七〕

⑥亦改メテ此ノ塔ヲ造ツ。亦供養セムト思フ程ニ、前々
ノ如ク雷下テ蹴壊テ、遂ザル事ヲ歎キ悲ムデ、猶改メ
テ塔ヲ造ツ。〔卷十二第一話〕

又改造塔。更欲供養。如前雷來摧破去。如是破塔然両
三度。願主檀那歎大願不果。猶改造宝塔。〔法華驗記〕
下八十一)

⑤では仏菩薩の化身が来ないという表現を出典より和ら

げている。昔は現れた「化人」が時を経て現れ得なくなる
というのは、仏法の衰えを意味して重大である。今昔が否
定の表現を緩和した理由はここにあると思われる。⑥では

出典の『法華驗記』下八十一の傍線部にあたるものが今昔
の本文には見当たらず、『法華驗記』では塔は三度破壊され
たと明記されるものが、今昔では二度の破壊に止まっている。

ここに、仏法に敵対するものの力を弱めようとする意
志が読み取れる。以上、①～⑥を総括すると、今昔は仏法
の靈験・利益を示す語句に対してもその表現を強調する方
向に具体化し、仏法の衰退や仏法に敵対するものの威力を

示す語句に対しては、その表現を抑制しようとする方向に
働きかけていることが分かる。これら、出典と今昔の表現

の差異は微妙なものだが、確かに今昔が説話受容の際に仏
法の力を強めるように努めていたことが明らかとなるだろ
う。

更に注目されるのが、仏法の繁栄を支えるものとして
「公」の存在を重視する姿勢である(注15)。これも多くの
場合、元々の出典説話自体に「公」が登場して大きな役割
を担っているので、出典説話の本文と今昔説話の本文に大
きな相違は認められない。しかし、今昔が仏法を支持する
「公」の行為を歓迎していることは、次の二例から了解で
きるだろう。

①公・私此ヲ貴ブ事不愚ズトナム語リ伝ヘタルトヤ。(卷
十二第三話、出典『三宝絵』下二十八になし)

②帝王ノ宣ハク、「申ス所可然シ。速ニ申スガ如ク行ヒテ、
代々ノ帝王ノ御後ノ人ヲ以テ檀越ト可為シ」ト。〔卷十
二第五話〕

ミコトノリニイハク、

コトノマニニ。

此ヨリハジメテ行ヒキタレリ。代々ノ御門ノ御チノ
人ヲ檀越トシテ、：：(下略)〔『三宝絵』下十一〕

①は話末における今昔独自の附加で、「公」がこの法会を
貴んでいることを改めて示している。ここでは特に②の傍
線部に注目しよう。出典の『三宝絵』下十一との比較から

分かるように、今昔は出典説話の地の文を会話文に組み込んで、大幅に天皇の言葉を増補している。この改変によつて、今昔は天皇自らこの法会に参与する姿勢を明確に示しているのである。

『三宝絵』の天皇の言葉「コトノマ、ニ」とは重みが違う。今昔は仏法を支持する「公」の行為を歓迎し、出典説話以上に公の仏法支持の姿勢を強調しているのだ（注¹⁶）。

今昔の仏法支持の姿勢を考慮するとき、本朝仏法史の説話群の中で問題として取り上げるべき説話があるよう思ふ。それは、話が途中から欠文となつてゐる卷十一第三話である。その中絶の理由は、今昔が「公」と仏法との関係をどのように捉えていたか、その観念のあり方から説明できるのではないかと思われる。卷十一第三話の話末部分と出典とを次に比較する。山岳仏教の創始者優婆塞が流罪になつた後の部分である。

願フ所ハ此ノ罪ノ被免ムト祈ル。三年ヲ經テ、公、優婆塞罪無キ由ヲ聞シ食シテ、被召上…（以下欠）（卷十一第三話）

ネガフ心ハタゞコノ島ヲマヌカレテ、オホヤケノニハニシテ罪ヲウケフサムトイノル。三年ヲスギテ、大宝元年辛丑五月ニメシアグ。漸ク御前ノ庭ニチカヅキ候程ニ、ソラニノボリテトビウセヌ。月ニノリ、雲ニカ

クレテ、ウミニウカビテ、ハルカニサリテカヘラズ。
〔三宝絵〕中二

今昔は何故、優婆塞が召し上げられた後を欠文にしてしまつたのだろうか。『三宝絵』の傍線部を見てみると、優婆塞は帝のいる都で服役したいと願つておりながら、「公」の召還を無視して空に飛び去つてしまふ。今昔はその部分に關して納得できなかつたのではないだろうか。今昔にとつて仏法と「公」とは互いに支え合うものであつて、対立すべきものではない。仏教創始の重要な人物の一人である優婆塞が「公」に背く場面は、今昔にとつて不都合であつたに違いない。卷十一第三話が中絶した理由はここにあると考へる。

先に挙げた『三宝絵』中巻序に「道ヲヒロメ給君、今ニアヒツギ給ヘリ」とあるように、「公」の支持は仏法を衰退から救い、仏法が絶えず繁栄していくためには必要不可欠の条件であつた。今昔は仏法の靈験や利益の大きさを強調することによって仏法が信仰に値することを示し、更に「公」の支持を強調することによって仏法の繁栄を約束するのである。こうして、最終的に話末において信仰を奨励する言葉を独自に付加する。その例を挙げよう。

① 此ノ朝ニ仏法ノ伝ハル事ハ、太子ノ御世ヨリ弘メ給ヘル也。不然ハ、誰カ仏法名字ヲモ聞カム。心有ラム

人ハ必報ジ可奉シトナム語リ伝ヘタルト也。(卷十一第一
一話、出典『三宝絵』中一、『極樂記』一、『法華驗記』
上二) なし)

② 今ノ長谷ト申ス寺、是也。專歩ヲ運ビ心ヲ保チ可奉
シトナム語リ伝ヘタルトヤ。(卷十一第三十一話、出典
『三宝絵』下二十) なし)

③ 此レヲ思フニ、實ニ心有ラム人ハ必ズ此ノ涅槃会ヲ
バ可聽聞キ事也。(卷十二第六話、出典『三宝絵』下八
になし)

④ 此レヲ思フニ、極テ哀レニ貴キ事ニテナム有ル。心
有ラム人ハ必ズ可結縁キ会也トナム語リ伝ヘタルトヤ。
(卷十二第八話、出典『三宝絵』下十五) なし)

今昔が人々に信仰を奨励していることは、傍線部から明

白に分かるだろう。ここで特徴的なのは、信仰を奨励する

際、寺や法会といった目に見えるものを提示する姿勢であ
る。今昔は本朝仏法史の説話群、中でも法会説話において

出典の教理や功德を大きく省いているが、その即物的な姿
勢はここにも表れている。すなわち、思想観念より目に見
える事物を重視する姿勢である。

以上、今昔の信仰奨励の姿勢を説話受容の面から見でき
た。今昔は説話受容の際、今昔にとって都合のいいものを
強調、具体化し、逆に不都合なものは削除、省略する方針

を取る。出典の改変は仏法の力を強調し、信仰を奨励する
という編者の意図によるものであり、または編者の観念に
沿う形に変形させるためのものであった。ここで言う編者の
観念とは、「公」と仏法とが相互に支え合うことを理想と
する考え方であり、また教理より事物を重視する即物的な
思考のあり方を指す。ただし、今昔は基本的に出典説話の
話の筋を大きく変えることはなく、改変は細部に止まつて
いる。卷十一第三話の中絶は、出典の話の筋を変えずに受
容しようとする今昔の基本方針と、編者の観念のあり方が
対立した結果、生じたのである。そこには、欠文を作り
出してまでも自己の観念を曲げない頑固さがあり、編者の
思想のあり方が出典説話の改変に大きく影響を与えている
ことが了解されるはずである。

四

編者の思想が出典説話の本文の改変を通じて明確に表れ
ている例を見て行こう。今昔は出典説話の本文にはない
「罰」「罪」という言葉を使って、登場人物の行為を明確に
意味付けすることがある。それは、編者がその行為を罪と
して認識していることを端的に表すものである。編者が罪
と見なすものとは何であったのか。ここでは、今昔が出典

地祇ノ罰ヲ蒙テ、用明天皇ノ御代ニ、守屋遂ニ被罰ヌ。

説話の改変を通じて「罪」と認識するものに注目し、編者の意識を探つてゆきたい。

(卷十一第二十三話)

本朝仏法史において説話受容の面から注目される「罪」は、主に三人の人物の行為を通して表現されている。罪を犯した人物として描かれているのは守屋と雷(童)、智光の三人であった。順を追つてそれぞれの人物の行為と説話受容の様相を見て行こう。まず守屋は、卷十一第一話において天皇に廢仏を訴え、寺塔を壊し經典を焼いた人物である。その後、一度はその行為を「悔ヒ」たものの、今度は「公」と対立することになり、最終的には蘇我大臣と聖德太子によつて討たれることになる。今昔は次のように出典本文を改変している。

①亦、此二人ノ、天皇ヲ呪ヒ奉ルト云フ事聞エテ、蘇我ノ大臣、太子ニ申シテ、共ニ軍ヲ引将テ守屋ヲ罰ムト為ル。(卷十一第一話)

又天皇ヲ呪詛シタテマツラムトイフキコヘアリ。蘇我大臣太子ニ啓シテ、イクサヲヒキヰテ守屋ノ大臣ノモトニヨル。(『三宝絵』中一)

②蘇我ノ大臣ト云フ人ヲ語ヒテ、守屋ヲ責罰テ、國ノ内

二仏法ヲ弘メムト謀リ給フ。(卷十一第二十一話、『三

宝絵』中一を元にまとめたあらすじ部分)

③守屋謀反ノ心有テ、短ヲ伺テ王位ヲ傾ケムトス。天神

弓削大連、狂心起逆、謀傾窺便、爰天且嫌之、地復懲之、當於用明天皇世、而挫弓削大連、『靈異記』上五右の引用部分の中で、①の『三宝絵』傍線部は誤りで、

『三宝絵』の出典である聖徳太子伝暦には「大臣与ニ諸皇子^{シテ}率^{シテ}軍討^{タクシテ}一大連」とある(注17)。しかし、今昔が聖徳太子伝暦を参照したとみても、「罰ム」「責罰テ」という語を用いていることから分かるように、守屋の行為を罪として表現していることは否めないはずである。同様に、③の傍線部からも今昔が守屋の行為を明確に罪として把握する姿勢が窺える。守屋は、波線部が示すように「國ノ内ニ仏法ヲ弘メ」るためには討たれるべき人物であり、また「謀反ノ心」を起こして「王位ヲ傾ケム」という大罪を犯し、「公」と対立した人物である。仏法の繁栄のために「公」の支持を必要とする今昔にとって、仏法と公双方に歯向かつた守屋の行為は当然許されるべきものではなかつた。その守屋批判の意識が「罰」という語に反映されていると考えられる。

次に、卷十二第一話「越後国神融聖人、縛雷起塔語」に登場する雷の行為と今昔の改変を見て行こう。この雷(童)は願主が塔を建てるに、一度にわたつてこの塔を破壊した。

土地を支配する「地主ノ神」の頼みで壊したのだという。

この雷（童）は神融聖人の法華經の力によつて塔の破壊を止めさせられることになった。出典本文の改変は次のようになる。

聖人童ニ問テ云ク、「汝チ、何許ノ悪心ヲ以テ此ノ塔ヲ度々壊ルゾ」ト。童ノ云ク、…速ニ地主ノ神ヲ他ノ所ニ令移去メテ、永ク逆心ヲ止ム」ト。聖人ノ云ク、「汝チ、此レヨリ後チ仏法ニ隨テ、逆罪ヲ造ル事無カレ。

（卷十二第一話）

神融法師問破壊因縁。雷白聖言。…地主移去他所。我敬恐避由此。…神融聖人告雷神云。汝隨仏法不作違逆。

（『法華驗記』下八十二）

今昔は塔を破壊した雷の行為を「恶心」「逆心」「逆罪」と表現し直している。それぞれ、出典の本文にはない表現であり、今昔が自己の解釈によつて改変したものと思われるが、今昔は何故このような改変を行つたのだろうか。今昔は雷の行為をこのような言葉で表現することによって、

仏法に対立するものを明確に悪として表現したかったのではないかと思われる。そして、悪としての雷が仏法の力によつて制圧される出来事を描き、仏法の正当性と力を誇示したかったのだろう。仏法と対立した時、今昔にとつて雷の行為は悪であり、罪として把握されるべきものであつた

と考えられる。

最後に智光の行為を見て行こう。智光は巻十一第二話「行基菩薩、学仏法、導人語」の五段落から八段落にわたつて登場する。第二話の要約を示そう。

（段落）要約

（一）行基の紹介。出生。

（二）行基の仏法賛嘆の素晴らしさ。

（三）行基の出家。

（四）行基の神秘性を示す出来事。

（五）智光、行基をねたみ憎んだ罪で地獄に落ち、再び生き返る。

（六）智光、行基に謝罪。

（七）行基は前世で、幼少の智光を召し使つ家の娘であつた。

（八）生まれ変つた行基が智光に論議をしかけて、行

基の前世に気付かない智光は怒つて行基を罵つた。

（九）行基は寺を造り道を造つた。文殊の化身として生ませたのだ。

七、八段落は出典未詳であり、その他の出典は『極樂記』二（『法華驗記』上二もほぼ同文）の行基伝である。今昔は五、六段落に引き続き、出典未詳話を接続させることによ

つて智光と行基の関連説話を増補している。今昔が、智光と行基との関わりを特に多く載せることで、努めて何かを表現しようとしている姿勢がここから窺えるだろう。今回、智光の行為に対する今昔の表現を出典本文と比較できるのは五、六段落に限られるが、比較した結果、今昔による具体化、強調は見られるものの、目立った改変はなかった。

『極樂記』本文でも智光の行為を「罪」と明記しているからである。ここでいう智光の罪とは、行基をねたみ憎み、謗つた罪である。そのために智光は地獄に落ちることになつた。

今昔は七、八段落に智光の登場する説話を増補しているが、その末尾に注目すべき表現がある。

少僧ハ行基菩薩也ケリ。智光然計ノ智者ニテハ、罵ト

咎ムマジ。暫可恩廻キ事也カシ。思フニ、其ノ罪モ有
テム。(卷十一第一話)

行基は前世で智光に功德を施した人物であった。しかし智光はそれに気付かず、怒りのままに行基を罵ってしまった。

傍線部は、その罪も智光が地獄に落ちる一因となつたことを推定で述べたものである(注¹⁸)。こうして見てくると、今昔が智光の犯した罪に重点を置いて表現していることがよく分かる。第二話の主役は勿論行基であるが、説話本文の後半においては智光が中心人物として登場し、智光

の言動や感情が主に描かれる。これは「行基菩薩、学仏法、導人語」という題目から読み取れるこの説話本来の主題からすると、少し不自然な構成ではないだろうか。今昔は九段落つまり結文で行基の業績や文殊化身説を述べて話を終了させるが、この結文は前段落からの話の流れにはそぐわない。今昔は説話の構成をアンバランスにしてまでも智光の罪について記したかったのだと考えられる。

今昔は智光の罪について多く載せることで、何を訴えたかったのだろうか。それは、智光が犯したような罪を人々に犯させないための教訓であつたに違いないのである。この点に関して、今昔は歴史表現のあり方と同様、『三宝絵』序文の影響を強く受けているように思われる。『三宝絵』下巻序の一部を左に引用しよう。

凡ソ凡夫ノ心ヲモチテ賢聖ノミチヲハカルベカラズ。
彼俱婆羅比丘ハアシキ人也キ。見シモノタレモ、過去ノ如來トシラザリキ。不輕菩薩ハクダレルカタチナリ。ウチノリシ人、未來ノ教主也ト思ハザリキ。：

昔、維那ノ愚ニテホカノ僧ヲノレリシハ、九十一劫虫トナリテツミヲウケ、ワカキ僧ノタハブレニ老タルヲモチテ、古ノカシコキ人、皆仏ノ御弟子ヲタウトビキ。…鬼ケダ物ダニモウヤマヒケリ。何況ヤ人ノ心ニ

アナヅリオロカニスベカラズ。

まず右に引用した前半部において、『三宝絵』は凡夫の心で聖賢の道を軽々しく推し量ることを諷め、聖賢の道の知り難さを述べる。そして後半部で、僧を軽んじた者が重い罪と苦しみを受けたことを述べ、古の賢い人は皆仏の御弟子を貴んだこと、また僧を侮りおろそかにしてはならないことを述べる。智光の行為は、まさに右に挙げた『三宝絵』下巻序の禁止事項を具象化したものであることが了解されるはずである。八段落の末尾で「智光然計ノ智者ニテハ、罵ト咎ムマジ。暫可思廻キ事也カシ」とあるのは、右に引用した『三宝絵』下巻序の前半部から導き出された批評と考えれば理解し易い。

行基は今昔において「聖」「行基菩薩」「文殊ノ化身」などと記される人物である。このような神聖な仏教者を憎み、また罵った智光の行為は当然罪であった。また今昔は、「罪」とまでは表記せずとも、行基に対する人々の行為や反応を獨自の付加によつて諷めることがある。それらは、どういつた場面で付加されるのか。出典と今昔本文との相違を確認の上、考えよう。

とまでは表記せずとも、行基に対する人々の行為や反応を獨自の付加によつて諷めことがある。それらは、どういつた場面で付加されるのか。出典と今昔本文との相違を確認の上、考えよう。

卷十一第七話は主に行基伝の一部抜粋から成り、行基伝という本来の属性を維持したまま来日僧の説話として形成配置されたものである。②は、行基が婆羅門と対面する場面である。今昔は行基と婆羅門が初対面にもかかわらず「本ヨリ見知タルガ如ク」語り合つたと情景を具体化し、それを不審に思う人々を独自に登場させる。そして話末において「凡夫ノ人」が事情を知らずに「疑ヒ思ケル」のは愚か

第七話)

舟ヨリ浜ニヨセテヲリテ、タガヒニ手ヲトリ、喜エ

メリ。行基菩薩先読歌曰、…『三宝絵』中三)

傍線部、波線部とともに今昔独自の附加である。特に波線部は『三宝絵』下巻序と共通した語句を使用している点が注目される。①は戯れに行基に魚を食すよう勧めた者が、行基が食べて吐き出したものが小魚になつて池に入ったのを見て、驚き恐れた場面である。今昔はここで独自に附加して、それと知らずに聖人を軽んじる危険性を示唆している。

①是ヲ見テ、驚キ怖レテ、「止事無カリケル聖人ヲ、我等不知シテ輕メ慢レル事ヲ悔ヒ恐ケリ。(卷十一第二話)
見者驚恐。(『極楽記』二)

なことだと批評する。この結文は、婆羅門の来日を主題と

結び

しているなら不適合と思われるが、今昔は「凡夫人」の反応について是が非でも一言批評を加えねば気が済まなかつたのだろう。今昔は、出典本文にない「凡夫人」をわざわざ登場させることで何を表現しようとしたのか。それは、先に引用した『三宝絵』下巻序の「凡ソ凡夫ノ心ヲモチテ賢聖ノミチヲハカルベカラズ」という教訓を述べたものであるに違いない。こうして見てくると、①②双方とも、

今昔の付加には『三宝絵』下巻序の影響が強く感じられる。

以上、説話受容の面から今昔が罪と見なすものについて見てきた。今昔が罪と見なすのは、廢仏行為や「公」との対立行為、仏法への敵対行為や聖人を軽んじる行為である。今昔は説話受容の際、そのような行為を改変によって「罪」と明記したり、意識的に罪に関する話を増補して批評を加えたりしている。それらは編者の思想の反映であり、編者の罪に対する観念のあり方や罪を重視する姿勢を浮き彫りにしている。また、今昔が罪の認識について、特に仏教者に対する行為に関して『三宝絵』下巻序の影響を多分に受けている点が注目されよう。

以上、今昔は本朝仏法史において、複数の説話を組み合わせたり、一説話を分割したり、または合成したりして、頻繁に出典説話の構成を変形させている。加えて細部の改変は多く、その一つ一つを見てゆくと大変な数になる。しかし、そのすべてが今昔独自の編纂意図や思想によるものであるかというと、そうではない。今昔の改変は先行作品の思想の反映であり、形を変えた継承であり、今昔が説話受容に

以上、今昔物語集における説話受容の様相を、本朝仏法史に限って見てきた。先述したように、本朝仏法史の説話群はその多くを『三宝絵』から探っている。『三宝絵』を出典とする今昔説話は他の巻にも少数見受けられるが、本朝仏法史ほど集中的に『三宝絵』を取り入れた巻はない。当然、『三宝絵』の影響を最も濃厚に受けているのが、この本朝仏法史であろう。その予測の元に、本論では本朝仏法史に範囲を限って、出典との詳細な本文比較を行なった。今昔が説話受容の際に行なった資料操作の様相や改変を通して、『三宝絵』から今昔に継承された思想の反映を探り、また何が今昔に独特的思想なのかを探った。そこには、説話本文の受容だけには止まらない、主要出典としての『三宝絵』の影響を見ることができよう。

際して行なつた判断と理解の結果である。

今回、出典との本文比較によつて明らかになつた本朝仏法史の特徴は、今昔が仏法の歴史と繁栄、信仰の奨励を即物的な視点から描いてゐること、そして独特の罪の觀念を持つてゐることである。しかし、今昔の改変に『三宝絵』序文の影響が強く感じられることを見逃してはならない。

末法意識、仏法の「今」への存続、仏教者を貴ぶべきこと。

これらの思想は『三宝絵』から今昔へ、像法の末から末法の世へ受け継がれ、今昔は末法の世の仏法衰退を否定する意志をもつて本朝仏法史を編纂した。『三宝絵』の思想は、形を変えて今昔物語集の中に息づいてゐるのである。

説話受容の問題を扱う時、出典との本文比較から今昔の改変を確認する作業は重要である。しかし、そのすべてが今昔物語集独特の思想だと考えるのは危険である。今昔物語集は様々な先行作品から説話を受け入れ、確かに自分の言葉で書き改めている。しかしその改変には、先行作品の思想や理念が深層下において影響を与えてゐる場合もあるということを留意すべきである。本文の改変という表面だけの問題にとらわれてはならない。

本論では、主に今昔における『三宝絵』の思想継承に焦点を当てて論じたが、先行作品の思想継承という視点から今昔の説話受容を考える時、これまでその側面からの論及

はあまり深くなされていないようと思われる。今後、『三宝絵』も含めた出典作品のより深い読解と、今昔物語集全体における説話受容の様相について、でき得る限り把握に努めていきたい。

注

- (1) 新日本古典文学大系『今昔物語集一』巻末解説(今野達)
- (2) 池上洵一「今昔物語集の説話受容態度—その基礎的観え書き」(『法文論叢』第二十一号 一九六六年十一月)
- (3) 池上洵一「原話と『今昔』を分けるもの」(池上洵一著作集 第一巻『今昔物語集の研究』(和泉書院 二〇〇一年)所収)
- (4) 池上氏は(注3)に示した論文の中で、今昔の表現方法が劇的な場面や具体的な事件を語る時には成功し、和歌をはじめとする才芸関係に対しては無知・無理解のために失敗していることを述べている。
- (5) 今昔物語集本朝仏法部の構成に関しては国東文麿『今昔物語集成立考』(早稲田大学出版部 一九六二年)参照。
- (6) 新日本古典文学大系・日本古典文学全集『今昔物語集』注、『三宝絵』の後代文学に対する影響(小泉弘、高橋伸幸著『三宝絵集成』笠間叢書、一九八〇年)を踏まえ、各々の説話本文を比較、確認した。
- (7) 池上洵一氏は『今昔物語集』の展望(『今昔物語集の世界 中世のあけぼの 新版』(以文社 一九九九年)所収)におい

て、出典に関して不明な点の多い天竺部を除き、「震旦部の仏教説話は欠巻の巻八を除いて巻六、七、九に合計一三四話ある。巻六冒頭の仏教伝来譚のうち、第一～六話には複数資料によるやや複雑な操作がなされている」「本朝部の仏教説話は欠巻の巻十八を除いて巻十一から巻二〇まで合計四〇一話。

(新日本古典文学大系注による)。

(13) 今昔物語集成立の背景に当時の「末法的現実」を見る考え方には森氏前掲書『小峯和明『今昔物語集の形成と構造』(笠間叢書一九八五年)にも見える。

(14) (注8) 参照。

(15) 「公」の定義については前田雅之「三国世界の王と天王」(『今昔物語集の世界構想』笠間書院、一九九九年)参照。

(16) 本朝仏法史において仏法王法相依思想を指摘する声は国東氏前掲書をはじめ森氏前掲書、小峯氏前掲書など多くの研究者から挙がっている。

(17) 『三宝絵』東大寺切では「もりやの大運をうつ」とある。聖徳太子伝暦の引用は宮内庁書陵部藏伏見宮家本による。返り点は私に補った。

(18) 新日本古典文学大系、日本古典文学全集の注による。

(8) 森正人「説話形成と本朝仏法史」(『今昔物語集の生成』和泉書院 一九八六年)

(9) 池上洵一「説話集の序文」(『説話と記録の研究』(和泉書院 二〇〇一年) 所収)

(10) 本文の引用はすべて新日本古典文学大系を用いたが、『極楽記』と『法華驗記』のみは日本思想大系を用いた。

(11) 出雲路修「(三宝絵)の編纂意識」(『文学』昭和五十年三月)

(12) 大悲經の、正法一千年・像法一千年・末法一万年説に従えば、永觀二年(九八四)から六十七年後の永承七年(一〇五二)に末法に入ることになる。帝王編年記や扶桑略記も同じ